

フリーランス法の制定を踏まえて

シルバー人材センターの契約関係を見直します

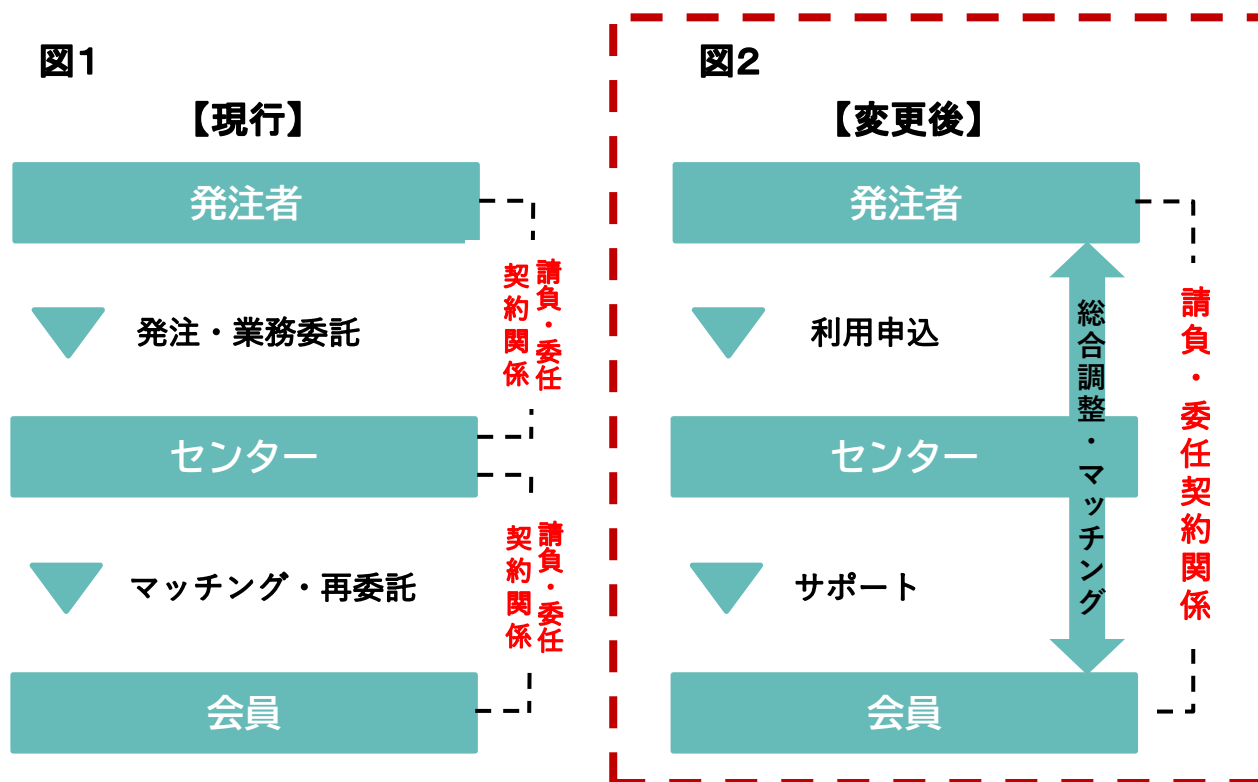
令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、またフリーランス法の施行（令和6年11月）により、シルバー人材センターの会員に業務委託する契約について、契約方法を見直します。

シルバー人材センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、発注者と会員との間に直接関係が生じる構造となっておりません。

このため、フリーランスに位置づけられる会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されました。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆さまにおかれましては、契約方法の変更についてご理解をお願いいたします。

■見直しのイメージ



※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

現行では、発注者はシルバー人材センターに対し、業務一式を業務委託契約していましたが、今後は以下の①と②の内訳で発注することになります。

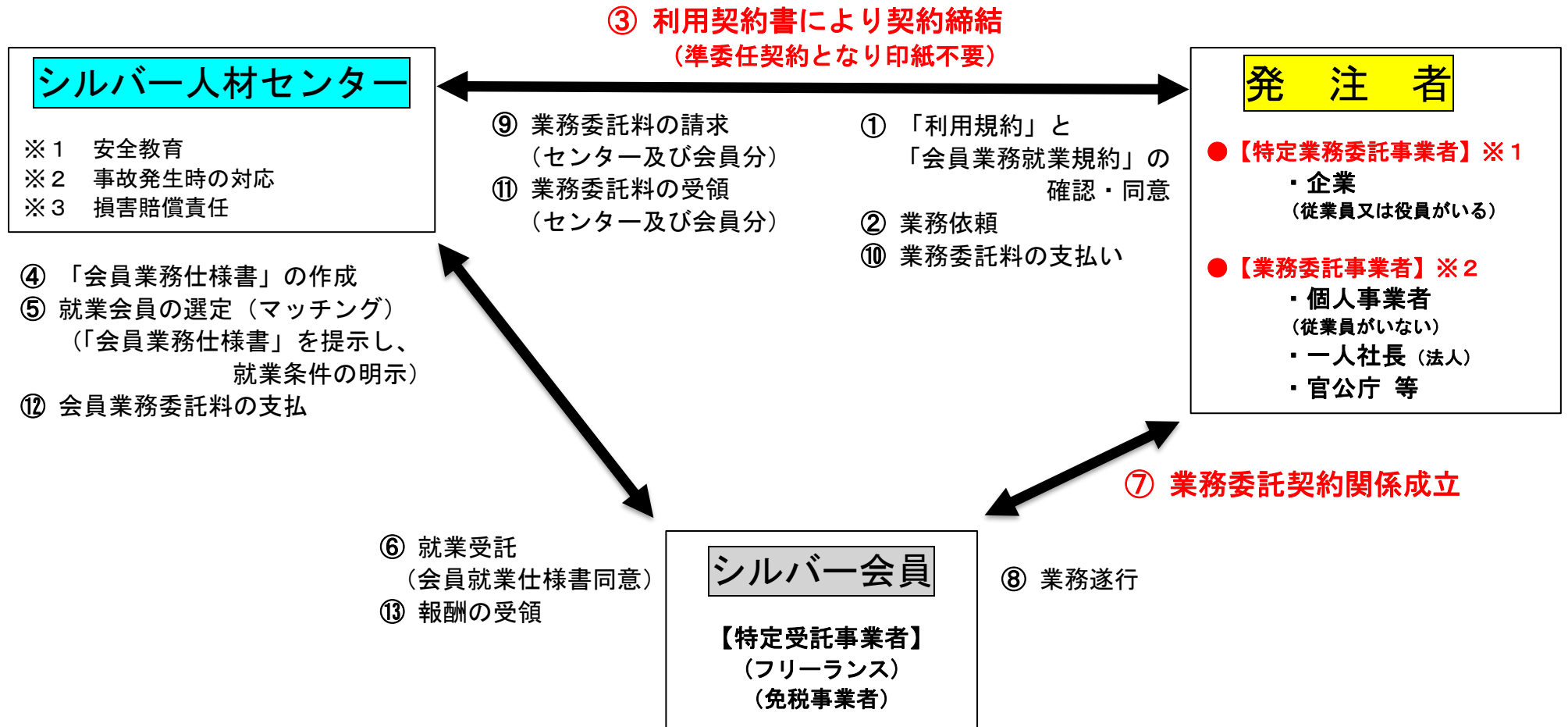
- ①シルバー人材センターに対するマッチングや調整等の業務委託（シルバー人材センター利用契約）
- ②会員業務委託契約（依頼する仕事の契約）

なお、契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆さまは、これまでどおり、安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願いいたします。

■ 発注依頼から業務終了までの主な流れ（三者間の包括契約）

流れ（順）	内 容	説 明
1 仕事の依頼	お客様は、センターの「利用規約」（別添1）と「会員業務就業規約」（別添2）を確認・同意（①）の上で業務の依頼（②）をしていただきます。（それぞれの規約は、センターのホームページ上で公表します。）	シルバー人材センター利用規約と会員業務就業規約は、お客様がセンターを通じて会員に業務を委託する際の基本的なルールを定めたものです。
2 センター利用契約の締結	センターは、仕事の内容・条件等により見積りをした金額を提示（連絡）し、お客様が了承された場合にセンターと「利用契約」（ひな形 別添1-1）を締結（③）します。 ※契約関係が準委任の契約書になるため、印紙税法上の課税文書に当たらないことから、収入印紙は不要になります。	「利用契約」は、お客様がセンターを通じて会員に業務委託を委託することになるため、センター業務委託料や会員業務委託料、業務内容などを定める契約書になります。 ※お客様が事業所や自治体の場合は書面により、個人（一般家庭）の場合は、口頭で行うことになります。
3 就業会員選定	センターは、「利用契約」をもとに「会員業務仕様書」（ひな形 別添1-4）を作成（④）し、就業する会員の選定（マッチング）（⑤）を行います。	フリーランス法に基づく会員への「就業条件の明示」については、センターが「会員業務仕様書」により行います。 ※選定した会員は、「会員業務就業規約」に同意しております。
4 業務委託契約の成立・就業	センターが選定した会員が「会員業務仕様書」に同意（⑥）することで、発注者と会員との間で「業務委託契約」が成立（⑦）し、会員が業務を遂行（⑧）します。	契約の成立により、会員が業務を遂行いたします。センターは、発注者と会員との間に入り、これまでどおり様々な調整を行います。
5 業務委託料の請求	変更点は、「センターへの業務委託料」と「会員への業務委託料」に分かれた内訳での請求（⑨）になりますが、センターがまとめて請求いたしますので、これまでと手続きは変わりません。	発注者からいただく料金は、「センター業務委託料（事務費）」と「会員業務委託料（会員の報酬）」の2つで構成されることになり、このうち「会員業務委託料」については、センターを経由して会員に支払われるものの、契約上は、発注者が会員に対して支払う形になります。
6 適格請求書の発行	センター分の業務委託料に係る「適格請求書」は発行いたします。会員分の業務委託料に係る「適格請求書」は原則発行できません。	本来、会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場ですが、会員は、基本的に年間の課税売上額が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるため、インボイスを発行することができません。

■三者間における包括契約（概要図）



◆フリーランス法の適用（発注事業者に対する義務、禁止行為）

- ※1 【特定業務委託事業者】・・・（発注者）
- ①書面又は電磁的方法による取引条件の明示
 - ②期日における報酬支払
 - ③募集情報の的確表示
 - ④ハラスメント対策に係る体制整備
 - ⑤禁止行為（受領拒否、報酬の減額等）
 - ⑥育児介護等と業務の両立に対する配慮
 - ⑦中途解除等の事前予告、理由開示

- ※2 【業務委託事業者】・・・・・・（発注者）
- ①書面又は電磁的方法による取引条件の明示

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化法)の概要

趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。
※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。

施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日